

沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則（平成27年12月25日規則第78号）

最終改正:令和3年3月26日規則第17号

改正内容:令和3年3月26日規則第17号

○沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則

平成27年12月25日規則第78号

改正

令和3年3月26日規則第17号

沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則をここに公布する。

沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成27年沖縄県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の納付方法）

第2条 条例第2条の規定により納付しなければならない手数料は、写し又は書面の交付手数料納付書（第1号様式）に沖縄県証紙を貼って納付しなければならない。

（手数料の減免）

第3条 条例第4条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、写し又は書面の交付を求めるときに、併せて、写し又は書面の交付手数料減免申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第4条 条例第2条の規定により写し又は書面の交付を受ける者は、同条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、写し又は書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

写し又は書面の交付手数料納付書

年 月 日

沖縄県知事 殿

審査請求人(参加人)氏名

年 月 日付け文書で写し又は書面を交付する旨通知のあった、下記の写し又は書面の交付に係る手数料を沖縄県証紙により納付します。

記

- 1 納付金額 円
- 2 交付対象書面等及び枚数
 - (1) 枚
 - (2) 枚

沖縄県証紙貼付欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

写し又は書面の交付手数料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

審査請求人(参加人) 氏名

年 月 日付け文書で請求した写し又は書面の交付に関し、写し又は書面の交付手数料について、沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例第4条の規定による手数料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

手数料の減免の申請に係る交付対象書面等及び枚数	(1)	枚
	(2)	枚
手数料の減免を受けようとする理由		

注1 条例施行規則第3条第2項に規定する書面の写しを添付してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。
